

平成20年3月14日  
原子力安全対策室

石川県原子力環境安全管理協議会の開催について

標記協議会を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 日 時 平成20年3月16日(日)午後1時30分から
2. 場 所 石川県庁 行政庁舎 11階 「1109会議室」  
金沢市鞍月一丁目一番地 (TEL 076-225-1465)
3. 議 題
  - (1) 志賀原子力発電所1号機 臨界事故に係る再発防止対策の実施状況について
  - (2) 志賀原子力発電所2号機 再起動について
4. その他

連絡先 原子力安全対策室 外線直通 076-225-1465 県庁内線 4234
---

**報道機関 留意事項**

1 . 開催時間 平成 2 0 年 3 月 1 6 日 ( 日 ) 1 3 時 3 0 分 から

2 . 場所 県庁 1 1 階 1 1 0 9 会議室

3 . 留意事項

( 1 ) 車の駐車は、県庁の一般来庁者用駐車場をご利用願います。「石川県」腕章をした職員を案内係として配置します。

( 2 ) 行政庁舎への入庁

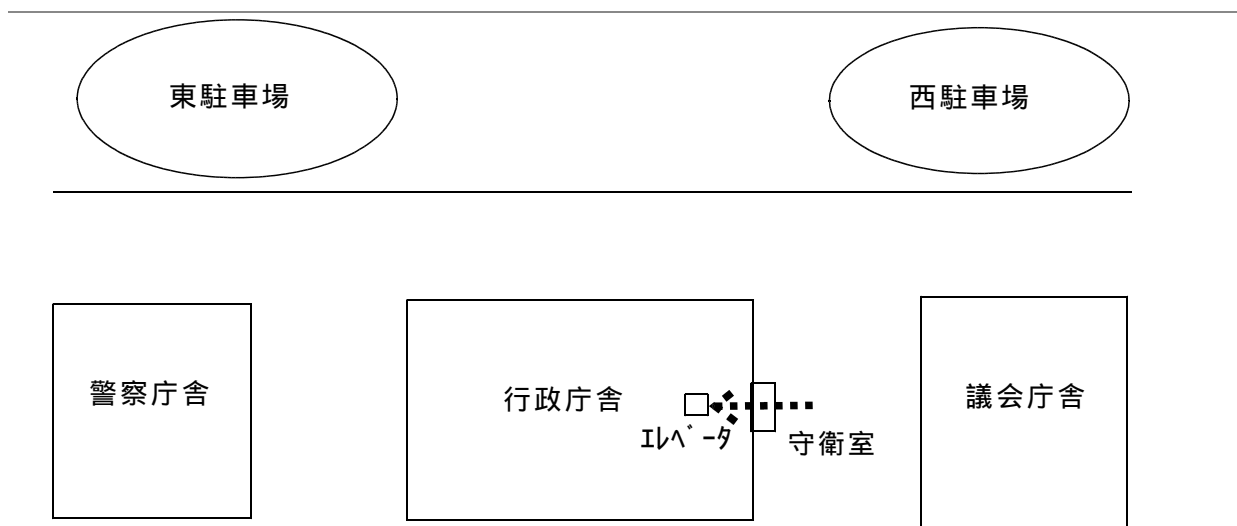
入口は、行政庁舎守衛室側入口 ( 通用口 ) をご利用願います。

行政庁舎 1 1 階へは、1 3 時 0 0 分以降となります。

入庁に際しては、守衛室で身分証明書を提示し、守衛室の指示に従って入庁してください。

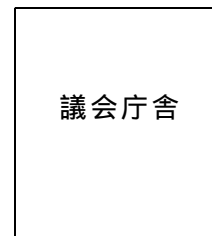
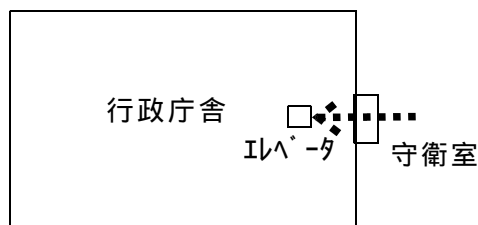
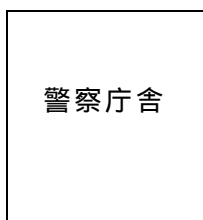
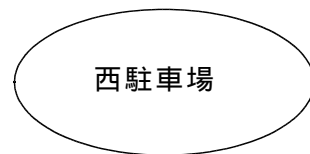
入庁に際し、自社の腕章の着用をお願いします。

( 3 ) 会議室以外の階への出入りはしないよう留意願います。



**傍聴者 留意事項**

- (1) 車の駐車は、県庁の一般来庁者用駐車場をご利用願います。「石川県」腕章をした職員を案内係として配置します。
- (2) 行政庁舎への入庁  
「石川県庁舎等管理規則」に従って行動してください。違反が認められた場合は、入庁をお断りする場合があります。  
入口は、行政庁舎守衛室側入口(通用口)をご利用願います。  
入庁に際しては、守衛室で身分証明書を提示し、守衛室の指示に従って入庁してください。  
傍聴者席は10席準備します。傍聴者受付は、守衛室通用口横荷捌室で13時00分から行います。13時10分時点で10名を超える場合は抽選を行います。10名に満たない場合は、先着順とします。定員に達した場合は、会議室に入れないため、入庁をお断りします。  
庁舎管理のため、受付は13時25分までとします。遅れた場合は、入庁をお断りします。
- (3) 会議室以外の階への出入りはしないよう十分留意願います。
- (4) 協議会中は、「石川県原子力環境安全管理協議会傍聴要領」に従ってください。違反が認められた場合は、退出いただく場合があります。



## 石川県原子力環境安全管理協議会傍聴要領

### 1．傍聴する場合の手続

- ( 1 ) 本協議会の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、本協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- ( 2 ) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

### 2．傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- ( 1 ) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否等を表明しないこと。
- ( 2 ) 会場において、飲食等はしないこと。
- ( 3 ) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、本協議会の会長が認めた場合は、この限りではありません。
- ( 4 ) その他会議の支障となる行為をしないこと。

### 3．会議の秩序の維持

- ( 1 ) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- ( 2 ) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。